社說

豫算の削減

現政府は大に財政を整理する覺悟にて種々調査の末、遂に本年度の豫算に於て四千何百萬圓を減少するに決したるよし是れまで豫算を組立つる際には各省とも我勝ちに要求して一錢にても多く取込まんと競ふたる結果、時としては主務省の勢力如何に依て分配に平衡を失ひ或る官廳に於ては必要なる經費の欠乏に苦しむと共に他の官廳に於ては多分の剩餘を生じて却て其始末に困るが如き弊なきに非ざれども之を矯正すること易からず特に臨時軍の如きは殆んど犯す可らざる勢にして大抵の人は手を觸るゝこと能はざるの色なきに非ざりしに今回無造作に其既定の豫算を削減して毫も物議を招かざるは當局者の力量自から他に異るものあるが爲めなる可し此一段は世人の滿足する所として扨其削減の結果は如何と云ふに事業の進行上に格別の影響ある可しとも思はれざる其次第は名は削減と云ふと雖も實際は只年度割を變更したるまでにして例へば家を建つるに本月は五百圓來月は五百圓再來月は百圓都合八百圓を費して三箇月間に成就す可き筈なりしに斯くては都合よろしからずとて初月の五百圓を三百圓に減じて來月及び再來月に繰越したるに異ならず完成の期限に於ても全體の經費に於ても豫ての目論見に違はざるのみか各年度の事業も特に之が爲めに後るゝことなかる可しと云ふ其仔細は是れまで各省ともに仕事は後れ勝にして年々巨額の剩金を生ずるの例なり試に二十九年度の現計を見るに陸軍省は臨時費三千五百餘萬圓の內、千百五十七萬餘圓を翌年度に繰越し海軍省は三千餘萬圓の內、殆んど二千三百萬圓遞信省は一千萬圓の內、四百七十餘萬、內務省は土木事業費二百七十五萬圓の內、百九十四萬圓を使ひ殘したり三十年度の計算は未だ知る可らず中には大に步を進めたる者もあらんなれども各年度共に相應の剩費を見積りある其上に斯の如く多額の金を前年度より繰越したるに付ては何ほ少なからぬ殘金を生じたることならん左れば本年度の豫算に於て四千何百萬圓を減ずるは必要なる經費を減ずるに非ずして唯その遣ひ殘り金を後年度に繰越すまでのことなれば實際事業の遲速に關係なしと云ふも可なり譬へば此男は大抵一升ぐらゐの飯は食ひ盡すならんとて其用意したるに僅に半分にて閉口したり若しも豫定通り一升づゝ飯を炊いで強ひて食はしめんとすれば食傷するか又は殘飯を生じて不儉約と爲るの虞あるが故に米量を減じたるに異ならず只當然と云ふの外なけれども此男の爲に一言したきは若しも此男が糟粕に甘んじて空腹を感ずるに至れば惜しむ所なく食物を與ふるの一事なり試に頭を擧げて外を見れば妖氛慘澹として物悽きこと云はん方なし鷙鳥猛獸れの〳〵爪を磨し牙を露はして目前に吞噬を逞うする此時に當り何物が最も必要なりやと云ふに吾に於ても亦鋭利なる爪牙に外ならず今日自から省みて不如意を感ずる所以のものは金錢の不足に非ずして海軍の不備に在り政府の財政は或は困難ならんと雖も國民は決して貧乏に非ず綽々餘力あるのみならず日本は恰も二十歲前後の壯者の如くにして正に發育の最中なれば大抵の困苦に堪ふるは明白なり錢が入用とならば遠慮なく租稅を徵收して可なり或は政府事業を擴張すれば金錢を消費者の間に散じて物價の騰貴を來し隨て輸出入の不平均を免れずとの說もあれども海軍の擴張費は主として海外に散ずるものにして內國、金融に左までの影響なきのみか內に租稅を增收して外に之を散ずれば物價の下落を促す可きは論を待たず要するに海軍の擴張は急中の急務にして而かも費用なきを憂へず萬一假に增稅す可らざる事情もあらんには一時外國より借財するも可なり即ち我輩が嘗て二億圓惜しむに足らず二十萬噸の計畫を改めて四十萬噸に增す可しと論じたる所以にして目前の事情に照してますます其必要を感ずるものなり政府が二千四百萬圓の海軍費を減じたるは唯當局者に遣ひ切るの腕前なきが爲めならば是非もなき次第なれども苟も然らざるに於ては多々ますゝ支出して一刻も速に大計畫を實行せんことを我輩の呉々も希望する所なり

○日本の港灣　(十四)

●陸上の設備

防波堤の建設と港內の浚渫とは築港事業の二大工事にして之を竣れば家屋の壁を塗り屋根を葺きて既に棟上げの式を行ひたるが如く船舶をして風波の難を避がしむる丈けには充分なれども之に依り繁榮せんとするには更らに許多の設備を要す可し例へば家屋の單に壁を塗り屋根を葺きたるのみにて完全せず何ほ疊建具の類を始め其他一切の造作を要するが如く港も亦種々の造作設備なかる可からず即ち鐵道の聯絡、倉庫の準備、棧橋若くは陸揚場の建設等是れなり就中陸揚場と倉庫は港灣として必須のものなれども我國には未だ之に對する完全の設備あるを聞かず前號にも述べたる如く神戶と橫濱には纔に形許りの棧橋あれども皆不具にして充分の用を辨ぜざるは既に世人の知る所にして其理由は第一に先づ港內の浚渫行屆かずして水底の埋まるにも拘はらず船の吃水年々深くなりて棧橋に近づくこと能はざるにも歸す可しと雖も第二には棧橋の數不足にして兩港とも出入の船舶を繫ぐに充分の餘地なき爲め其狀恰も百人の客を呼んで十人前の膳を揃へたるが如く來客中の九十人までは常に立食にて濟まさせんとするの趣向なるが故に出入りの客人は當最初より之を覺悟して棧橋へ係るを欲せず若し物好きに係りたりとて兩港の現情にては給仕も間に合はず喰物も整はず唯儀式一偏の据膳なるが故に客人は寧ろ沖繫りを爲し大胡坐にて用意の辨當を喰ふに若くなしと考へ驛辨當にて出入し自分持の艀舟にて荷役を爲す者少なからざるに因る第三には神戶橫濱の如き外國貿易と內國廻漕とを兼ねたる港灣に棧橋を造らんとせば是非とも外國貿易品の棧橋と內國廻漕貨物の棧橋とを別にして港內に於ける船舶の區域を定め倉庫をも區別して其規則を立つる事必要なるべし神戶の如き曲端に就ては棧橋を設ると政府棧橋と全く區別を立てゝ一は內國廻漕を扱ひ一は外國貿易品扱ひ表面は好都合の如くなれども實際は雙方共に其設備の不完全なる爲め用を辨ぜざるのみか橫濱の如き棧橋の利用を以て專ら外國貿易にのみ限るが如き仕組と爲し別に內國廻漕用の設備を爲さずして止みたるが故に棧橋の効用甚だ薄くして之に船を繫ぐもの割合に少なしといふ當局者が事理に暗きと港民の不注意なる寔に沙汰の限りなり依て茲に一般の素人に對し內國廻送貨物と外國貿易品とに就き港灣利用の區別を說明すれば內國廻漕に就て港灣の要する機關は唯其輸送に就て勞働と時間を省くにあるが故に船を棧橋に繫ぎて揚陸したる貨物は一刻も滯りなく其仕向地へ送附し若くは陸上に集まりし貨物を一刻も早く船內へ移す丈けの事なれども外國貿易品は然らず之を揚陸したる後一旦保稅倉庫に納め稅關の手續を濟まさゝれば他へ運搬すること能はざるものなり故に運送の快速を以て第一の目的とする港灣に對しては揚陸の設備等ろ保稅倉庫出入の煩勞なき內國廻送を先きにするも可なる可く實際に於ても亦我國の港灣は今日其貨物旅客共に內國廻漕の數量、外國出入の數量より遙に多し然るに當局者の迂遠なる斯の如き事情を深く取調べずして港灣の築造を目論見たるものと見え橫濱の如きは唯外人に對する一種客閑的の築港にして內國廻送は寧ろ之が爲め障害を蒙りながら外國貿易も亦實際便利を受くること甚だ多からざるは主として內外の商業を混一に見做し其設備に區別を立てざりし罪と云ふ可し歐米各國にては港內の碇泊場より陸上の設備に至るまで皆區別ありて單に內國廻漕と外國貿易の別を定むるのみならず其土地の繁榮に從ひて出入船舶の地方別を定め又輸出、輸入の場所を區別するが故に船舶の港內に入りて用を辨するは恰は商人が銀行の口にて用を達する如く頗る簡便にして甚だ迅速に荷役を爲し得るなり

我國の港灣には今日內國廻送貨物の數量甚だ多きを知らば先づ外國貿易の事を云ふに先ち沿岸各地とも內地廻送船に對する設備を整ふこと最も必要にして沿岸貿易船の爲めに棧橋を築くか若くは別に着岸場を建設して海陸貨物の轉送法を簡便にせざる可からず即ち之が爲めには倉庫の組織に改良進步を促すこと甚だ緊要なるのみならず其倉庫と揚陸場と鐵道とは必ず接續せしむるの便利を工夫して石炭の積込法も之を改む可きは當然なり例へば茲に東京より大阪へ仕出す貨物ありと假定せんに之を船に託して送らんとすれば其受託者は東京より橫濱まで曳船にて運送し夫れより本船に移して神戶に廻し神戶より又曳船にて大阪へ廻すものゆゑ其間東京橫濱間にては少なくも曳船を三度變へざる可からずといふ即ち東京市中より永代橋までを第一とし永代橋より羽田までを第二とし羽田より橫濱までを第三とし其間にも若し潮の干滿に遭へば市中の堀々に停止めらるゝ事あり又船底閊へて動かざる事もあり春先きより秋末までは東南の風にて東京灣內曳船には困難する事少なからず總て一年中全く曳船を爲し得る日は凡そ二百日なる由斯く曳船に困難したる擧句漸く本船に移して神戶に廻送すれば又前同樣これを大阪に運ぶに鐵道の便を借る能はざる爲め曳船にて矢張り前同樣に苦心しながら安治川を遡ると是れ豈にスタンレーが阿非利加を橫行したる時の紀行に似たるものに非ずや然るに神戶も橫濱も其住民は此不便を以て寧ろ己等の利益と考へ東京の人も亦漫然として其不都合を鳴らすものなく動もすれば唯船會社を攻擊して其遲滯を責めんとするは是れ適なき所を斫けらせんとして其遲きを責むるに似たり笑止の沙汰といふ可し

○法主の昇位

東西本願寺の法主は昨日左の通り位階を進められたり

敍從二位　正三位　大谷光尊
敍從三位　正三位　大谷光瑩

○敍任辭令

兼任行政裁判所評定官(敍高等官二等)　內務省縣治局長　荒川邦藏
任島根縣隱岐島司(敍高等官五等)　伊志田友方
任熊本縣技師(敍高等官八等)　雨宮保義
滋賀縣商業學校教諭　堀卓次郎
任富山縣高岡商業中學校長兼富山縣高岡尋常中學校教諭
依願免本官　判事　片桐俊太郎
免本官　熊本縣技師兼福岡縣技師　川口虎雄
非職ヲ命ス(以上四月六日)　島根縣隱岐島司　木村信當
補神戶地方裁判所部長　大阪控訴院判事　大倉鐵藏
補大阪地方裁判所判事豫審掛ヲ命ス　神戶地方裁判所部長判事　山崎鎮司
補大阪控訴院判事　大阪地方裁判所部長判事　尾古初一郎
補神戶地方裁判所部長　大阪地方裁判所判事　若林□
補大阪地方裁判所部長(以上四月五日)　大阪地方裁判所判事　加納哲三郎

○犯罪の美術　(六十五)

皚峰譯

濱町の「澤水」とて、美味の調理に、通客の間に聞えたる料理家なり。

「丁度好かつた、今夜此處で飯を喰はうッて、僕は鳥尾と約束をして置いた。も少しすれば、遣つて來るだらう、緩り話して行かうぢやないか。」

と與村は、いま兩國橋の畔にて、ゆくりなく戶

田に出で會ひた
案內さるゝが儘
着き、堆き佐倉
づ思ひ出したる
『時に戶田君、
僕は大に君に云
『大に云ふべき
入る次第だ。
股引の膝を平に
の火をば點じて
『それは、此の初
い。君と僕とは
えないが、那の
なつて相牌を
點までは、僕が
合に成つて居る
隨分小くない。
あるから、今日
是が頗る心得な
據れば、君は必

を持つて居る、
かと思ふ。』
『左樣、その通り
て『實に今日ま
僕の成り放題に
れたのを、僕は
く御苦情のや
に、迷惑にでも
れで其仔細を、
『さうだ。その
ッは、君は遠に
ふ話であつた。』
『左樣。』
『處が、君は斷ら
僕が君に賴んで
給へと云つた、
に爲せたさうだ。
か。』
『それは君、何で
のある事ではな